（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（定款又はこれに代わる書面については、別紙１の添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
（２）土地の位置を示す地図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
（３）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
（４）再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表１及び別表２並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
（５）農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
（６）農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
（７）その他参考となるべき書類
（注）荒廃農地を含む場合にあっては、その荒廃状況がわかる資料（写真等）を添付すること。農地法第５条第２項第１号ロに掲げる土地（農地法施行令第 13 条各号に掲げる土地を除く。）を含む場合にあっては、農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会における協議が調っていることを証する書面及び当該取組を実施する場所を明らかにした図面を添付すること。

（表１）別表３－１－②の１の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏　　名	住　　所
譲 受 人		
譲 渡 人		

（表２）別表３－１－②の３及び５の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況（荒廃状況）	10a当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計　筆	㎡（田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡）		

（注）本表は、（表１）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

（別表３－２－①）

（別紙１）の設備又は施設の番号	

森林法第 10 条の２第１項の特例措置（法第 11 条第１項）関係

開発行為に係る森林の所在場所	市　町 大字　字　地番 郡　村
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備　考	

（注）１　面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第４位まで記載すること。
２　開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
３　「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。
４　「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。
５　「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。
６　「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

（添付書類）
以下の書類を添付すること。
（１）当該行為に係る森林の位置図及び区域図（整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
（２）当該行為に関する計画書